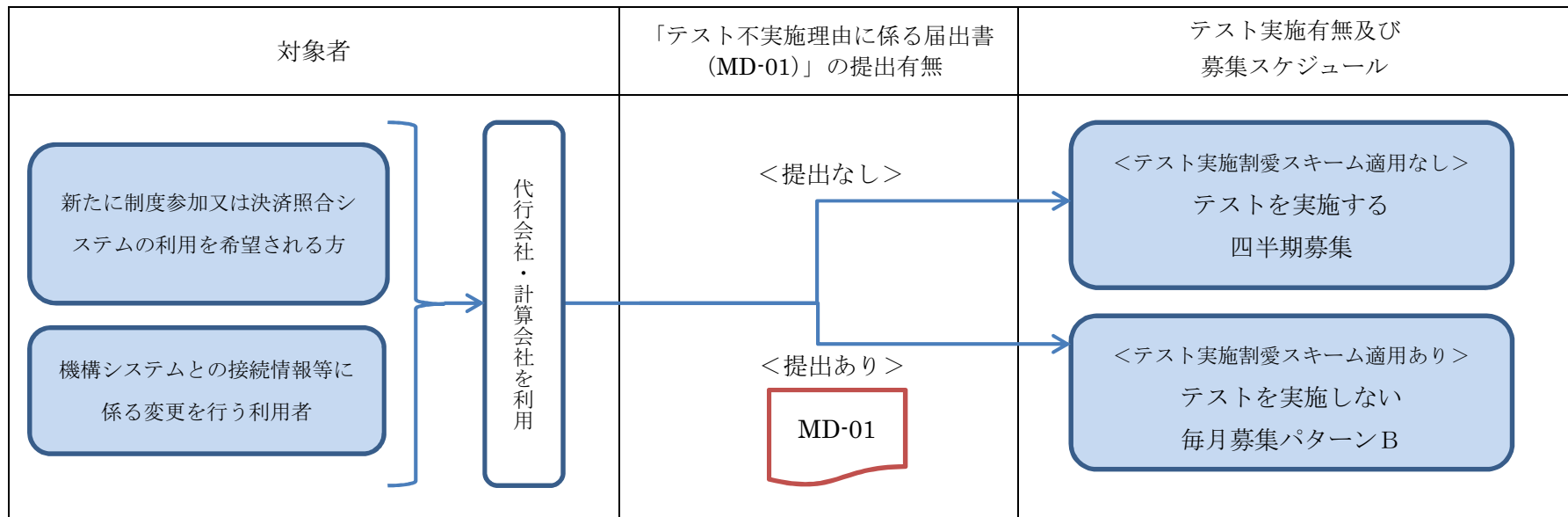


新規制度参加等に係る募集等におけるテスト実施割愛スキームについて

新たに制度参加又は決済照合システムの利用を希望される方（※1）及び機構システムとの接続情報等に係る変更を行う利用者は、原則、機構が定めるテストを実施していただくこととしておりますが、機構システムと本番での接続実績（※2）のある代行会社・計算会社を利用する場合に限り、「テスト不実施理由に係る届出書（MD-01）」に、テストを実施しなくても本番業務開始後の業務運用を支障なく行えることの理由を記入の上、機構に御提出していただくことで、テスト実施を割愛することが可能となります（以下「テスト実施割愛スキーム」といいます。）。



※1 一般債振替制度及び短期社債振替制度において発行代理人及び支払代理人を利用することで機構システムと接続を行わない発行者、各制度における間接口座管理機関など一部の参加形態は除きます。

※2 本番での接続実績とは、利用者の変更内容についての代行会社・計算会社における本番での接続実績のことをいいます。